第二章　貯留等工作物

第一節　坑井

第十八条　坑井（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）には、注入された二酸化炭素により腐食を生ずるおそれがある場合にあっては、当該坑井の腐食を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

2　坑井には、ガス等の噴出を生ずるおそれがある場合にあっては、当該坑井からのガス等の噴出を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

3　坑井からガス等が噴出した場合の被害の発生を防止するため、当該坑井の坑口は、住宅、学校、病院その他の施設に対し、適切な距離を有するものとする。

第二節　掘削用機械

（やぐら）

第十九条　（略）

2　（略）

3　やぐらに控綱を設けるときは、予想される風圧及び振動に耐える強度を有するロープ及び埋ブロックを使用し、かつ、倒壊を防止するため適切な数の控綱を設けるものとする。

（巻揚機）

第二十条　（略）

2・3　（略）

4　巻揚機の動力の非常遮断装置は、適切な箇所に設けるものとする。

（トラベリングブロック等）

第二十一条　トラベリングブロックには、ロープの接触その他の損傷を防止するため、ロープの通る孔を空けた金属被覆の設置その他の保護設備を設けるものとする。

2　フックには、設備が外れないための適切な安全装置を設けるものとする。

3　（略）

（泥水循環設備）

第二十二条　泥水循環設備のポンプのうち、過圧が生ずるおそれのあるものには、圧力計及び安全弁を設けるものとする。

2　泥水循環設備に係る高圧ガス製造設備は、一般則第十三条第一号イ又はロに規定する装置であるものとする。

3　泥水循環設備のロータリーホースは、泥水の常用の圧力に対して十分な強度を有するものとする。

4　泥水循環設備のロータリーホースには、落下を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

5　泥水循環設備のタンクには、掘削作業中における逸泥その他の異常事態を的確に把握するため、泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる適切な装置を設けるものとする。

第二章　掘削用機械

（新設）

（新設）

（やぐら）

第五条　（略）

2　（略）

3　やぐらに控綱を設けるときは、予想される風圧及び振動に耐える強度を有するロープ及び埋ブロックを使用し、かつ、倒壊を防止するため適切な数の控綱を設けることとする。

（巻揚機）

第六条　（略）

2・3　（略）

4　巻揚機の動力の非常遮断装置は、適切な箇所に設けられているものとする。

（トラベリングブロック等）

第七条　トラベリングブロックには、ロープの接触その他の損傷を防止するため、ロープの通る孔を空けた金属被覆の設置その他の保護設備が設けられていることとする。

2　フックには、設備が外れないための適切な安全装置が設けられていることとする。

3　（略）

（泥水循環設備）

第八条　泥水循環設備のポンプのうち、過圧が生ずるおそれのあるものには、圧力計及び安全弁が設けられていることとする。

2　泥水循環設備の高圧ガス製造設備は、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十三条第一号イ又はロに規定する装置（設計圧力を超える圧力にならない構造のものに限る。次条において同じ。）により高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）及び液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の適用を受けるものを除く。）をいう。次条において同じ。）を製造するものであって、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合するものとする。

3　泥水循環設備のロータリーホースは、泥水の最高使用圧力に対して十分な強度を有するものとする。

4　泥水循環設備のロータリーホースは、落下を防止するための適切な措置が講じられているものとする。

5　泥水循環設備のタンクには、掘削作業中における逸泥その他の異常事態を的確に把握するため、泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる適切な装置が設けられていることとする。